

◎新潟県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、阿賀町選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成30年9月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
阿賀町文化福祉会館	東蒲原郡阿賀町津川 2136番地	大ホール	441.48	平成30年9月3日
		教養娯楽室	137.28	
		研修会議室	120.40	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
みかわ会館	東蒲原郡阿賀町五十 沢2568番地	集会室	207.00	平成30年9月3日
		研修室	105.00	
		休養室	104.00	